

徳島市農業委員会総会 議事録

1 とき	令和3年9月27日(月) 開会 午後 3時00分 閉会 午後 4時00分
2 ところ	徳島市役所 13階 第1研修室
3 議長	会長職務代理 金澤 敬治
4 出席者	<p><農業委員></p> <p>1番委員 井川 洋二 2番委員 岸本 昇 3番委員 天羽 俊文 4番委員 野口 俊廣 5番委員 大貝 美治 6番委員 金澤 敬治 7番委員 原田 和彦 8番委員 久米 裕純 9番委員 川人 泰博 10番委員 佐々木永薫 11番委員 板東美佐緒 12番委員 品山 昌美 13番委員 植田美恵子 14番委員 廣瀬 長市 15番委員 細川 勝義 16番委員 谷川 興一 17番委員 鎌田 良昭 18番委員 政岡 茂 19番委員 市岡 沙織</p> <p><農地利用最適化推進委員></p> <p>2番委員 安廣 貴明 3番委員 佐野 泰弘 4番委員 宮本 隆美 7番委員 宮崎 学 10番委員 安淵 和子 18番委員 朝田 三郎</p>
5 欠席者	<p><農業委員></p> <p><農地利用最適化推進委員></p> <p>14番委員 兼田 博行 17番委員 多田 孝</p>
6 欠員	なし
7 議事	<p>(農地関係議案)</p> <p>付議案件</p> <p>第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の審議について 第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請の審議について 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の審議について 第4号議案 農地転用の事業計画変更申請の審議について 第5号議案 非農地証明願の審議について 第6号議案 非農地通知の審議について 第7号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の審議について 第8号議案 農用地利用集積計画の承認について</p> <p>報告事項</p> <p>(1)農地関係報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 農地法第3条の3第1項の規定に基づく権利取得の届出について 2. 農地法第5条第1項の規定に基づく許可の決定及び指令書の交付について 3. 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用の届出について 4. 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用の届出について 5. 農地法第18条第6項の処理について 6. 農地であることの証明について 7. 転用許可の訂正について(5条許可) 8. 転用届出の訂正について(5条届出)

(開会 午後3時00分)

事務局 定例総会を始めさせていただきます。本日の議長は会長職務代理者の金澤委員が務めることとなっております。進行をよろしくお願いいたします。

議長 ただ今から、令和3年9月徳島市農業委員会総会を開会いたします。本日の総会は、農業委員19名全員が出席しており、会議が成立しております。

はじめに、議事録署名者の選任についてですが、総会議事規則第10条の規定により、議長が指名します。議席番号17番 鎌田良昭委員と、議席番号7番 原田和彦委員の両名を指名します。よろしくお願いいたします。

それでは、これより各議案の審議に入りますが、議案各号ごとに採決しますので、よろしくお願いいたします。では、第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の審議を開始します。それでは、事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第1号議案、農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議について御説明します。議案書1ページを御覧ください。全ての申請について法定の添付書類は整っております。農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しているものは見受けられないと思われま。耕作労力・農機具の保有状況等の問題は見受けられず、また、周辺への支障・影響を生ずる要因は特に見受けられません。

なお、許可の適否にあたり、不許可の例外規定に該当するものや、特に注意すべき事項のある案件については、個別に説明をさせていただきます。

1番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望による売買で、農地1筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後86aに至り、譲受人は対象地において、水稻の栽培を行うとのことです。

2番は、譲渡人から譲受人へ、農業廃止による売買で、農地3筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後57aに至り、譲受人は対象地において、果樹の栽培を行うとのことです。

3番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望による売買で、農地2筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後133aに至り、譲受人は対象地において、水稻の栽培を行うとのことです。

4番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望による売買で、農地1筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後86aに至り、譲受人は対象地において、野菜の栽培を行うとのことです。

5番は、譲渡人から譲受人へ、別世帯の後継者への一括贈与で、農地1筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後64aに至り、譲受人は対象地において、水稻の栽培を行うとのことです。

6番は、貸人から借人へ、相手方の要望により、農地1筆に使用貸借権を設定するものです。譲受人の耕作面積は7番案件と併せて許可後43aに至り、譲受人は対象地において、水稻の栽培を行うとのことです。

7番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望による売買で、農地2筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は6番案件と併せて許可後43aに至り、譲受人は対象地において、野菜の栽培を行うとのことです。

第1号議案は以上7件で、対象地は、田10,095㎡、畑1,682㎡、計11,777㎡です。御審議をよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、採決いたします。第1号議案の農地法第3条の規定による許可申請は、全案件を許可することに異議はございませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないということですので、第1号議案については全案件を許可することに決定いたしました。続きまして、第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請の審議について御説明します。議案書3ページを御覧ください。

2番案件についてですが、対象地が農業振興地域内の青地であったことを理由に、申請人より許可申請の取下願があったため、議案から削除します。したがって2号議案の審議については1番案件の1件のみとなります。

1番は、申請人が農地改良を目的として一時転用するものです。通常であれば農地改良の場合、届出によるものとしておりますが、県の事務処理要領では「農地改良において、工事期間、工事内容等を客観的に判断して転用行為に該当すると認められる場合は、転用許可申請を行うよう求めるものとする。」との記述があり、本申請は、工事期間が3年で面積も大規模であることから、転用許可申請に該当すると判断しました。立地基準については、集団農地でかつ高性能農業機械による営農に適した甲種農地です。一般基準について、申請人は、低湿地となっている申請地で今後も営農を続けるため、建設発生土を有効利用する農地改良を計画し、申請に至ったもので、農地法に規定されている立地基準及び一般基準においても、許可要件を満たしているものと思われま。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、甲種農地であり、かつ転用面積が大規模であるため、地区審査を実施しました。

第2号議案は以上1番案件の1件のみで、集計票の面積が変わり、地目は、田のみ2,457㎡、転用目的の内訳は、その他施設用地のみ2,457㎡です。

以上、御審議をよろしく申し上げます。

議長 事務局からの説明は以上ですが、地区審査を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、御意見をいただきたいと思います。

それでは、1番案件の地区審査に参加していただいた、勝占地区の天羽委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

天羽委員 今月17日の午後2時半より、1番の案件で地区審査を実施しましたので、報告します。参加者は、野口委員さん、佐野推進委員さん、宮本推進委員さんと私の委員4名、転用者側1名、事務局2名の7名です。申請地は、方上町舟戸川にあり、このあたりは、甲種農地に区分されるとのことです。

今回の申請は、土地の所有者が、営農の改善向上、農地の保全を目的とし、農地改良を計画したものです。土地の造成については、一時的に表土を剥ぎ、建設発生土を搬入後に、再度、耕作用の盛土を敷きつめるとのことです。また、コンクリートの擁壁を構築し、土砂の流出を防ぐ配慮もされています。排水についてですが、雨水は、敷地内浸透を基本とし、北側の水路へ放流するとのこと、地元の勝浦川土地改良区より、問題なしとの意見書の提出があるそうです。

結論として、今回の転用許可申請について、被害防除措置に問題はなく、農地法上で許可相当となる条件を満たしているため、勝占地区の委員は一致して、許可やむを得ないのではないかと心証を持ちました。報告は以上です。よろしくお願いいたします。

議長 地区審査に参加された委員からの意見は以上ですが、その他、本案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見・御質問はありませんか。
それでは、御発言がないようですので、採決いたします。第2号議案の農地法第4条の規定による許可申請は、1番案件を許可相当として県に諮問することに異議はございませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないということですので、第2号議案については1番案件を許可相当として県に諮問することに決定いたしました。続きまして、第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請の審議について御説明します。議案書4ページからを、御覧ください。

1番の申請地は、集団農地でかつ高性能農業機械による営農に適した甲種農地に該当しますが、既存施設の拡張の例外規定に該当し、また、農地を分断するおそれはありません。譲受人は、自動車の修理・販売等を営んでおり、賃貸借権を設定し、露天駐車場に転用するものです。また、現地は一部転用行為が行われており、農地法の手続きをとらなかったことを反省する始末書の提出があります。

2番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、使用貸借権を設定し、世帯分離住宅に転用するものです。

3番の申請地は、10ha以上の規模の1団の農地内にある第1種農地に該当しますが、不許可の例外規定である集落接続に該当し、また、農地を分断するおそれはありません。譲受人は、使用貸借権を設定し、農家住宅に転用するものです。

4番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、使用貸借権を設定し、世帯分離住宅に転用するものです。

5番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、使用貸借権を設定し、農家住宅に転用するものです。

6番の申請地は、集団農地でかつ高性能農業機械による営農に適した甲種農地に該当しますが、不許可の例外規定である集落接続に該当し、また、農地を分断するおそれはありません。譲受人は、使用貸借権を設定し、世帯分離住宅に転用するものです。

7番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、使用貸借権を設定し、民宿に転用するものです。

8番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、所有権を移転し、露天資材置場に転用するものです。この案件について、現地に土地所有者が建築した倉庫があったため、農地法の手続きを取らなかったことを反省する旨の始末書の提出があります。

9番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、所有権を移転し、露天資材置場に転用するものです。この案件の転用目的「貸資材置場」は、徳島県からの通知により原則として許可しないとされていますが、例外として認められる会社役員が転用し、当該会社に貸し付ける場合に該当します。

10番案件についてですが、添付書類が整わなかったため保留とします。

11番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、所有権を移転し、露天資材置場に転用するものです。

12番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、所有権を移転し、露天資材置場に転用するものです。

以上の案件につきましては、農地法に規定されている立地基準および一般基準においても、許可要件を満たしているものと思われます。また、転用目的が、資材置場及び駐車場となっている案件については、太陽光設備認定をとっていないことを確認済みであり、農地区分が甲種農地である1番案件および転用規模が大規模である9番と11番、12番案件については地区審査を実施しました。

第3号議案は、全12件で、うち保留が1件あり、地目は、田が4,602.74㎡、畑が2,172.62㎡で、合計6,775.36㎡です。転用目的の内訳は、住宅用地1,791.18㎡、駐車場・資材置場4,574.94㎡、その他施設用地409.24㎡です。以上で説明を終わります。御審議をよろしくお願いします。

議長 事務局からの説明は以上ですが、複数の案件で地区審査を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、御意見をいただきたいと思えます。それでは、1番案件の地区審査に参加していただいた、勝占地区の天羽委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

天羽委員 今月17日、午後2時より、1番案件で地区審査を実施しましたので、報告します。参加者は、野口委員、佐野推進委員、宮本推進委員と私の委員4名、転用者側は1名、事務局2名です。申請地は、三軒屋町下分にあり、甲種農地に区分されるとのことです。

今回の申請について、土地の所有者と譲受人との間で賃貸借権を設定して、自動車販売・修理店の露天駐車場として敷地拡張を行うものです。

造成については、良質な山土で盛土し、現況から80cm程度高さを上げる計画です。排水については、申請地の中央へ緩(ゆる)い勾配をつけて雨水を集め、西側水路へ排水する計画であり、地元の土地改良区から排水同意書及び意見書が提出されています。

結論として、今回の申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、勝占地区の委員は、一致して、問題なしと判断しました。報告は以上です。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございました。続きまして9番案件の地区審査に参加していただいた、国府地区の谷川委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

谷川委員 先月19日の午後2時より、9番案件の地区審査を実施しましたので、報告します。参加者は、私と浦川推進委員、転用者側1名、事務局2名の5名です。申請対象の農地は、国府町中字紙挟にあり、2種農地に区分されるとのことです。

今回の申請は、土地の所有者と譲受人との間で所有権を移転し、露天資材置場に転用しようとするものです。造成については、全体に砂利を敷き、整地します。排水については、雨水のみであり、地下浸透及び集水柵を新設し、東側水路に排水することによって、地元土地改良区からの意見書が提出されています。

結論として、今回の転用許可申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、周辺農地に対する被害防除措置についても配慮されているため、国府地区の委員は、一致して許可やむを得ないと判断しました。報告は以上です。よろしくお願

します。

議長 ありがとうございます。続きまして11番案件の地区審査に参加していただいた、南井上地区の鎌田委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

鎌田委員 今月16日に11番案件で地区審査を実施しましたので報告します。参加者は多田推進委員と私の委員2名、事務局2名と転用者側が3名になります。申請地は、国府町井戸字八斗地にあり、第2種農地に区分されるとのことです。

転用目的は、資材置場であり、隣接する市道の高さまで盛土し、十分に転圧します。排水は、雨水のみで、地下浸透し、大雨の際は、南側の水路に放流する計画です。

結論として今回の転用許可申請については、農地法上での許可条件を満たしており、周辺農地に対する被害防除措置についても、問題なく、南井上地区の委員として、許可やむなしと判断しました。報告は以上です。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。続きまして12番案件の地区審査に参加していただいた、北井上地区の政岡委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

政岡委員 今月16日の午後3時より、12番案件の地区審査を実施しましたので、報告します。参加者は、私と朝田推進委員、転用者側1名、事務局2名の5名です。申請対象の農地は、国府町芝原字ウノ木にあり、2種農地に区分されるとのことです。

今回の申請は、土地の所有者と譲受人との間で所有権を移転し、露天資材置場に転用しようとするものです。

造成については、山土で隣接道路高まで盛土し、整地します。排水については、雨水のみであり、地下浸透及び西側水路へ排水するとのことで、地元土地改良区からの意見書が提出されています。

結論として、今回の転用許可申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、周辺農地に対する被害防除措置についても問題は見受けられないため、北井上地区の委員は、一致して許可やむを得ないと判断しました。報告は以上です。よろしくお願いします

議長 地区審査に参加された委員からの意見は以上ですが、その他、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見・御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので、採決いたします。第3号議案の農地法第5条の規定による許可申請は、10番を保留とし、残りの11件を許可することに異議はございませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないということですので、第3号議案については10番を保留とし、残りの11件を許可することに決定いたしました。続きまして、次の議案の審議に移ります。

第4号議案、農地転用の事業計画変更申請の審議について、を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第4号議案、農地転用の事業計画変更申請の審議について御説明します。議案書7ページをご覧ください。

1番は、令和3年2月に5条許可を受けていましたが、転用目的と土地利用計画図を一部変更するために申請されたものです。転用目的は当初、「農業用倉庫及び露天駐車場」であり、対象地の東側に農業用倉庫を建築し、西側を譲受人自身の駐車場とする計画でした。その後、譲受人は、実際に建築するにあたり、利便性向上のため、倉庫の配置を対象地の中央部分に変更したことにより、転用目的を「農業用倉庫」のみに変更するものです。なお、倉庫の規模については、当初のままで変更はなく、その他、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

第4号議案は以上1件で、地目は、田のみ445㎡で転用目的の内訳は、その他施設用地になります。以上で説明を終わります。御審議をよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明は以上ですが、本案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので、採決いたします。第4号議案の農地転用の事業計画変更申請の審議については、本案件を承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないということですので、第4号議案については、本案件を承認することに決定いたしました。続きまして、第5号議案 非農地証明願の審議について、を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第5号議案、非農地証明願の審議について御説明いたします。議案書8ページを御覧ください。

1番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に区分されます。対象地は、20年以上前に分家のための自宅として、建築されており、現在も住宅用地として利用されています。

2番案件について説明します。申請者がDV等被害者保護支援対象者であるため、住所・氏名・申請地の地番を伏せております。つぎに申請地の状況ですが、公共投資の対象となっていない第2種農地に区分されています。曾祖父の時代から住宅を建てられており、現在の物件は、50年以上前に建て替えられて、現在も住宅用地として利用されています。

1番案件、2番案件ともに農地として機能していない状態が継続しており、非農地化の確認資料としましては、1番案件には平成11年5月30日撮影の航空写真が、2番案件には昭和44年5月2日撮影の航空写真があり、現地が非農地化していることを現地調査でも確認しております。

第5号議案は以上2件で、対象地は畑627㎡です。以上で説明を終わります。御審議をよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので、採決いたします。第5号議案の非農地証明願の審議については、全案件を非農地と承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないということですので、第5号議案については、全案件を非農地と承認す

ることに決定いたしました。続きまして、次の議案の審議に移ります。

第6号議案「非農地通知の審議について」を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第6号議案、非農地通知の審議について御説明いたします。議案書9ページを御覧ください。

8月27日に実施した多家良2地区の農地パトロールの際に地元の委員2名と事務局3名で状況を確認しております。対象地は、急傾斜地にあり、人が進入することできないほど、雑木等が繁茂し、農業用機械による耕起・整地が困難であることから、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な状態であると認められます。また周辺は、山林が多く、非農地判定による周辺農地への被害発生のおそれは小さいと思われま

す。第6号議案は、以上1件で、対象地は畑221㎡です。御審議をよろしく申し上げます。

議長 事務局の説明は以上ですが、本案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので、採決いたします。

第6号議案の非農地通知の審議については、本案件を非農地と承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないということですので、第6号議案については、本案件を非農地と承認することに決定いたしました。なお、この議決により、所有者及び関係各所に非農地通知を送付することになります。続きまして、次の議案の審議に移ります。

第7号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の審議について、を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第7議案、相続税の納税猶予適格者証明願の審議について、御説明させていただきます。議案書10ページを御覧ください。

今月の申請は1件です。対象地及び相続関係を示す資料等の添付書類は整っています。対象地には、一部広告看板が、設置されており、これを除いた449㎡が継続して耕作状態にあります。

第5号議案は以上1件で、対象地は畑のみ、449㎡となっています。御審議をよろしく申し上げます。

議長 議長 事務局の説明は以上ですが、本案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言が無いようですので、採決いたします。第7号議案の相続税の納税猶予に関する適格者証明願の審議については、本案件を承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないということですので、第7号議案については本案件を承認することに決定いたしました。それでは、次の議案の審議に移ります。第8号議案、農用地利用集

積計画の承認についての審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第 8 号議案、農用地利用集積計画の承認について御説明します。議案書 11 ページを御覧ください。全ての申請について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に定める、利用権設定に関する要件はすべて満たしていると思われま

す。今月は、新規設定が 9 件、再設定が 21 件で合計 30 件となっており、そのうち、賃貸借権が 20 件、使用貸借権が 10 件となっております。

設定しようとする土地での地区別の内訳は、1 番から 4 番が多良地区・8 筆・4 件、5 番から 6 番が勝占地区・4 筆・2 件、7 番が上八万地区・2 筆 1 件、8 番から 14 番が不動地区・20 筆・7 件、15 番が応神地区・1 筆 1 件、16 番から 21 番が川内地区・18 筆・6 件、22 番から 25 番が国府地区 7 筆・4 件、26 番が南井上地区・1 筆 1 件、27 番から 30 番が北井上地区・11 筆・4 件となっております。

利用権設定については以上で、田・15 筆・17,906.30 m²、畑・57 筆 74,592 m²の合計 72 筆・92,498.30 m²となります。

第 8 号議案の農用地利用集積計画の承認についての説明は以上です。御審議をよろしくをお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので、採決いたします。第 8 号議案の農用地利用集積計画の承認については、全案件を承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないということですので、第 8 号議案については全案件を承認することに決定いたしました。引き続き、農地関係の報告事項に移ります。事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは報告事項について説明します。議案書 16 ページを御覧ください。

1 番は、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定に基づく権利取得の届出についてです。17 ページに渡り 9 件受理しました。

18 ページを御覧ください。2 番は、農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく許可の決定及び指令書の交付についてです。5 件交付しました。

19 ページを御覧ください。3 番は、農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用の届出についてです。3 件受理しました。

20 ページを御覧ください。4 番は、農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用の届出についてです。22 ページに渡り 13 件受理しました。

23 ページを御覧ください。5 番は、農地法第 18 条第 6 項の処理についてです。24 ページに渡り、5 件受理しました。

25 ページを御覧ください。6 番は農地であることの証明についてです。1 件証明しました。

26 ページを御覧ください。7 番は転用許可の訂正についてです。1 件訂正しました。

27 ページを御覧ください。8 番は転用届出の訂正についてです。1 件訂正しました。報告事項については以上です。

議長 報告は以上ですが、何か御意見等はございませんか。
続いて事務局より連絡事項がありますのでお願いします。

事務局 8月から、農地パトロールを実施しているところでございますが、委員、推進委員の皆様には、お忙しい中御協力いただきありがとうございます。

7月総会で御説明したとおり、今年度より遊休農地の調査方法が大きく変わり、農地パトロールで遊休農地と判定された農地につきましては、ただちに利用意向調査を発送しております。実施要領によりますと、回答期限を経過しても回答のない所有者に対して、委員、推進委員の皆様にご利用意向を確認していただくこととされております。つきましては、地区ごとに未回答者のリストと利用意向調査表のサンプルをお渡しします。これを基に直接訪問や電話等で対象者全ての意思確認を行い、概ね一か月以内に未回答者リストに記入して事務局に御提出いただける様お願いいたします。

リストにつきましては、各地区の利用意向調査の回答期限が到達することに、順次、委員さんにお送りします。

なお、利用意向の表明がないと、農地法に基づき、農地中間管理機構との協議を勧告し、固定資産税が1.8倍になる場合がありますので、お手数をおかけしますがよろしくお願ひいたします。以上でございます。

議長 連絡事項は以上ですが、何か御質問、御意見等はございませんか。
それでは、以上をもちまして、令和3年9月徳島市農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。